

## 改定の考え方について

### 1 基本的な改定の考え方

市町村合併後に実施した2度の料金改定は、市内全域における料金の算定方法及び料金を統一し、同じ水道を利用することへの不公平感を是正することが主な目的でありました。

しかし、今後は、増大する施設の維持管理費への対応や、人口減少による給水人口減への対応に主眼を置き、安全で安心な水道水を安定して供給することができるよう適正な料金設定を検討していくこととなります。

適正な料金設定には、資金収支だけではなく、将来に渡って給水サービスの水準を維持・向上するため、水道事業の資産を維持する費用（資産維持費）を算入することが不可欠であります。

しかしながら、今回の料金改定においては、コロナ禍の影響が長期化することも想定されることから、利用者への経済的影響を踏まえ、大幅な料金改定は避ける必要があると考えます。

なお、料金改定と併せて、効率的な事業運営に資するため、現有施設の統廃合等を積極的に進め、維持管理に要する費用の縮減に努めていきます。

### 2 今後の料金改定に向けて（渋川市水道事業経営戦略の検証）

令和元年度に「渋川市水道事業経営戦略」を策定しました。本計画の施策目標は「更新需要を見据えた適正な水道料金体系の構築」としています。

今後見込まれる水道施設等の計画的な更新、それに対応しうる経営基盤強化を見込んだ財源の確保が急務となります。

なお、収支計画のうち財源について、本計画では3つのケースが示されています。

- (1) 現行料金据置、企業債借入れなし
- (2) 現行料金据置、企業債を借入れ
- (3) 料金改定と企業債の借入れにより  
財源確保

#### 企業債とは？

地方公共団体が地方公営企業の建設、改良などに要する資金にあてるために起す地方債をいう（地方公営企業法 22）。現在、地方公共団体が発行する企業債の大部分は建設改良資金にあてるためのものであり、これは借入資本金に整理される。

- (1) のケースでは水需要の減少に伴い給水収益が減少し、令和4年度には損益が赤字になると算定していましたが、すでに令和元年度決算において赤字決算となっていました
- (2) のケースでは、企業債を建設改良費の一部に当て事業を行っていくことは可能であるが、支払利息が生じ、将来的には負債額が膨らんでしまうこととなります。

- (3) のケースでは、一定期間ごとに料金改定を行いつつ企業債による借入れを行うことで、当面は安定した経営を維持することが可能であると試算していますが、想定よりも早く赤字決算となってしまったため、将来予測の見直しが必要です。

### 3 本市の料金体系の特徴について

現在の本市の水道料金の特徴は以下のとおりです(参考資料No. 1-1 参照)。

- (1) 口径 30 mm を超える中・大口径の利用者の基本料金は、県下平均より安価に設定されている。
- (2) 「13 mm」と「20 mm」が同額設定である。
- (3) 一番多く使用されている「13 mm」の基本料金は、県下で最高値に設定されている。

この料金体系の特徴は、水道の使用量(従量)に影響を受けにくく、安定した料金収入を確保しようとする意図によるものです。

### 4 料金改定の基本方針(案)

- (1) 料金体系の見直し
  - ①水道使用量(従量)に影響を受けにくい基本料金の是正
  - ②節水努力をした使用者に配慮する従量料金区分の見直し
- (2) 料金算定期間は「5年」とする
  - ※今回改定を含め令和4年度以降10年間で2度の料金改定を見込む
- (3) 県内他市町村の状況を考慮した料金改定
  - ※県内12市及び広域圏(榛東村・吉岡町)の現行水道料金を比較

### 5 基本となる算定方法

料金の算定に当たっては、公益社団法人日本水道協会が定める「水道料金算定要領」に基づき、全国的な算定基準に本市の状況を当てはめて算定しました。

なお、今後5年間の料金収入予測は、昨年度策定した経営戦略で示した数値に基づいています。

水道料金は「総括原価主義」を基本とし、過去の実績及び社会経済情勢の推移に基づく合理的な給水需要予測と、これに対応する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定するものです。

### 6 具体的な改定方針（案）

#### （1）口径別基本料金の改定

- ・ 現行「13mm」と「20mm」の基本料金が「1,150円」と同額であるが、これを見直し「20mm」の基本料金を「1,400円」前後に設定する。
- ・ 基本料金を概ね10%程度増額改定とする。

#### （2）従量料金区分の見直し及び改定

- ・ 現行10m<sup>3</sup>以下の使用水量は基本料金に含まれるが、「8m<sup>3</sup>」以下を新たに設定する。
- ・ 「9～20m<sup>3</sup>」の区分とし、従量料金を「130円」とする。
- ・ 以下の区分ごとに20円ずつ増額改定とする。

### 7 各種改定案のメリット・デメリット

具体的な改定方針（案）を基に、別添資料（改定案1～4）のとおり、料金改定案を4案作成しました。

各改定案の概要は、以下のとおりです。

#### **改定案1** 「配賦原価の集計」による改定案

日本水道協会が示す料金算定方法による試算です。事業経営に係る各種費用について積算した総経費を基本料金、従量料金等に配分したものです。

なお、これまで同額であった13mm口径と20mm口径の料金は区分し、基本料金に含まれる従量料金を、これまで10m<sup>3</sup>まで基本料金に含む（無料）としていた範囲を8m<sup>3</sup>まで下げた試算となっています。

これにより、推計総額では、約3億7千万円の増収となり、算定期間における経営は潤沢に推移しますが、料金改定の上げ幅が極端に大きいので、契約者への負担が重く実質的ではありません。

#### **改定案2** 現行の基本料金を約30%、従量料金を約20円増額した案

現状、13mm口径と20mm口径の月額基本料金は同額ですが、口径水量が異なるので、この2口径の料金を区分したうえで、20mm口径以上の基本料金を約30%の増額で試算しました。契約者数の多い13mm口径の基本料金は、県内12市比較で最も高い水準のため据え置きとしました。

また、基本料金に含まれる従量料金を、これまで10m<sup>3</sup>まで基本料金に含む（無料）としていた範囲を8m<sup>3</sup>まで下げました。

これにより、推計総額で約2億4千万円の増収が見込まれ、先送りしていた事業の多くに着手することができる想定です。

しかし、改定案1と同様、料金改定の上げ幅が大きく、契約者への負担が重くなってしまいます。

**改定案3** 現行の基本料金を約10%、従量料金を約20円増額した案

改定案2と同様、13mm口径と20mm口径の月額基本料金を区分するとともに、基本料金に含まれる従量料金範囲を8m<sup>3</sup>まで下げます。

基本料金は13mm口径以外を約10%増額で推計しました。

これにより、推計総額で約2億2千万円の増収が見込まれ、先送りしていた事業の多くに着手することができる想定です。

経営戦略で見込んでいた改定シミュレーションに近いものであり、コロナ禍における料金改定として妥当な案であると思われま

**改定案4** 改定案3に準じるが、基本料金範囲を現行と同じくして試算

改定案2及び3と同様、口径の月額基本料金は区分しますが、基本料金に含まれる範囲は現行料金体系と同様10m<sup>3</sup>までとします。

従量料金については、各使用区分ごとに20円の増額を見込みます。

上げ幅は比較的少なく契約者への負担は極力低減できますが、見込まれる増収は約1億5千万円と少ないため、根本的な経営改善にはつながらず、数年後に新たな対策を講じる必要が考えられます。